

一般社団法人前橋市薬剤師会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人前橋市薬剤師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、一般社団法人群馬県薬剤師会との連携のもと、公衆の福祉、厚生の上昇に寄与するため薬剤師の倫理及び学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
2. 薬剤師の職能の向上に関する事業及び公衆衛生の普及・指導に関する事業
3. 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
4. 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
5. 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業
6. 会員相互の扶助及び福利厚生に関する事業
7. 学校保健その他集団施設の環境衛生の向上に関する事業
8. 薬学生の研修に関する事業
9. 薬局の経営及び薬剤師の派遣に関する事業
10. 不動産の賃貸及び管理、運営に関する事業
11. 緊急災害時における避難所等の救援活動及び関連事業
12. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会は、前橋市内に居住又は薬局等を開設し、或いは業務に従事する薬剤師及び薬事に関係ある者並びに本会の趣旨に賛同する者をもって会員と

し、次の3種とする。

(1) 正会員

薬局等の開設者である薬剤師又は管理者である薬剤師で一般社団法人群馬県薬剤師会並びに公益社団法人日本薬剤師会のA会員（一般社団法人群馬県薬剤師会会員規定による）である者。

(2) 地区会員

正会員以外の薬剤師であって本会の趣旨に賛同する者。

(3) 賛助会員

薬剤師を管理者として薬局等を営む者であって本会の趣旨に賛同する者（法人にあたってはその代表者）。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める会員規程により、会長に入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

(会員の義務)

第7条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 正会員以外の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

4 正会員及び正会員以外の会員は、この定款の定め並びに総会及び理事会で決められた事項を遵守し、会務の運営に協力しなければならない。

(会員の事業参加)

第8条 会員は、本会の事業に参加し、会長の許可を得て本会の施設を利用することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けたとき。

- (3) 死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 会費の納入を怠り、納入の催告を受けた後 1 年を経ても支払わなかったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

(任意退会)

第 10 条 会員は退会しようとするときは、会員規程の定めるところにより、会長に退会届を提出しなければならない。

(除名)

第 11 条 会員が、本会の名誉を毀損し、本会定款の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議をもって除名することができる。

(正会員及び正会員以外の会員名簿)

第 12 条 本会は、正会員及び正会員以外の会員の氏名並びに住所を記載した名簿を作成する。

なお、本会の正会員及び正会員以外の会員は、入会の際に届け出た事項に異動が生じたときは会員規程に定める様式によって、すみやかに本会に届けなければならない。

第 4 章 総 会

(開催)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内で開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

2 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(開催地)

第 14 条 総会は理事会において決定した場所において開催するものとする。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集するものとする。

2 総会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面

をもって、開催日の2週間前までに正会員に対して、その通知を発するものとする。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは副会長がこれに代わる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令または別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、第18条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
- (4) 議事の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- (6) その他法令で定められた事項
- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名以内を副会長とし、専務理事、常務理事を各1名とすることができる。

(役員を選定)

第22条 本会の理事及び監事は、総会の決議によって本会の正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外のものから選任することを妨げない。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事は、会長の指名に基づき、理事会の決議により定める。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 会長、理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は欠けたときは、会長が予め定めた順位により、その業務の執行に係わる職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を処理する。

- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の担当業務を処理する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会集結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事及び監事の任期は、他の理事及び監事の任期の満了する時までとする。但し、増員により選任された監事の任期については、他の監事の残任期間が2年に足りないときは、第2項によるものとする。
- 5 理事又は監事は、定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 役員は再任されることができる。

(役員解任)

第26条 理事及び監事に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員報酬、その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、総会の議決をもって報酬として支給することができる。

第6章 理事会

(理事会)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 本会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定並びに解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の数及び氏名

- (4) 議案
 - (5) 議事の決定事項
 - (6) その他必要事項
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 部会及び委員会

(部会及び委員会の設置)

第34条 本会は理事会の承認を経て、職種部会及び委員会を設置することができる。

- 2 職種部会及び委員会に関する必要事項は別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第35条 本会の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議によって別に定める。

(事業年度及び会計年度)

第36条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の通常総会の議決により定める。

- 2 収支予算は年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。

- 2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 会長は毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監

査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出、決議を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 会長は前項の書類のほか、次の書類を作成し本会の主たる事務所に5年間備え置くものとする。
- (1) 定款
 - (2) 正会員名簿
 - (3) 監査報告
- 3 貸借対照表は通常総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもって変更することができる。

- 2 本会が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行なった時は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

第10章 解散

(解散)

第42条 本会を解散するには、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 備え付け帳簿及び書類

(備え付け帳簿及び書類)

第44条 主たる事務所には、常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 理事、監事及びその他の職員の名簿並びに履歴書
- (2) 許可、認可及び登記等に関する書類
- (3) 定款に定める会議の議事に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類
- (5) 資産及び負債の状況を示す書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。